

一般社団法人高知県建設業協会 下水道部会規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人高知県建設業協会（以下「協会」という。）定款第35条の規定に基づき、この下水道部会について必要な事項を定める。

(名 称)

第2条 この下水道部会は一般社団法人高知県建設業協会下水道部会（以下「下水道部会」という。）と称する。

(事 業)

第3条 この下水道部会では、定款第3条の目的を達成するため、定款第4条に掲げる事業の内、下水道に関する事業を扱う。

(下水道部会員及び下水道部会賛助会員)

第4条 下水道部会員 協会正会員の内建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する建設業者で、下水道部会の目的及び事業に賛同する者。

下水道部会賛助会員 下水道部会の目的及び事業に賛同する者。

(入会・入会金)

第5条 下水道部会へ入会を希望する者は、第1号様式による入会申込書に下水道部会員である推薦人2名の署名を添えて下水道部会長に提出しなければならない。

2 前項の入会申込書には第2号様式による誓約書を添付しなければならない。

3 入会承認の可否は次の審査基準により下水道部会理事会が決議する。その結果は定款に定める理事会に報告しなければならない。

(1) 高知県及び高知県内市町村の指名業者

(2) 建設業の許可を受けた後1年以上の営業歴を有する者

4 入会を承認された者は、下水道部会理事会が定める入会金を納めなければならない。

5 下水道部会員の資格は、入会金を納入した日から効力を生ずるものとする。

6 既納の入会金は原則として返還しない。

(下水道部会役員)

第6条 下水道部会に次の役員を置く。

①下水道部会理事 15名以内

②下水道部会監事 若干名

- 2 下水道部会理事のうち1名を部会長、2名以内を副部会長とする。また、下水道部会専務理事及び下水道部会常務理事を各1名置くことができる。
- 3 下水道部会理事候補者及び下水道部会監事候補者は下水道部会正副部会長が選出し、理事会で承認を得たものを下水道部会総会の決議により選任する。
- 4 下水道部会長は、下水道部会理事の互選により決定し、副部会長は部会長により任命する。
- 5 下水道部会役員の任期は定款第16条の規定を準用する。
- 6 定款12条に規定する下水道部会選出の役員は、下水道部会役員から選出する。
- 7 下水道部会理事及び下水道部会監事に関する事項は定款の規定を準用する。

(下水道部会総会)

第7条 下水道部会総会は下水道部会員全員をもって組織する。

- 2 下水道部会総会で決議する事項について、下水道部会員全員が書面によって承認した場合は、当該提案を可決する旨の下水道部会総会の決議があったものとみなす。
- 3 その他必要な事柄は定款の規定を準用する。

(下水道部会理事会)

第8条 下水道部会に下水道部会理事会を置く。

- 2 下水道部会理事会は下水道部会理事全員をもって構成する。
- 3 下水道監事は、下水道理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
- 4 その他必要な事柄は定款の規定を準用する。

(下水道部会専門委員会)

第9条 下水道部会に次の下水道に関する専門の委員会を置く。

総務専門委員会

技術専門委員会

労務安全専門委員会

- 2 前項の他必要に応じて特別委員会を設置することができる。
- 3 各委員会の分担事項は次の通りとする。

総務専門委員会

- (1)下水道業界組織に関する事項
- (2)下水道部会の運営に関する事項
- (3)他の委員会に属しない事項

技術専門委員会

- (1)下水道関係の法令諸制度に関する事項
- (2)下水道工事に関連する単価、歩掛等に関する事項
- (3)工法、技術の進歩向上及び機械化に関する事項

労務安全専門委員会

- (1)労務関係法令及び諸制度に関する事項
 - (2)労働災害防止対策の充実促進に関する事項
 - (3)安全衛生パトロールの実施に関する事項
 - (4)その他安全衛生に関する事項
- 4 委員は下水道部会長が下水道部会理事会の承認を得て委嘱すものとし、その任期は下水道部会役員の任期に準ずる
 - 5 各委員会は10名以内をもって構成し、委員長1名と副委員長若干名を置く。
 - 6 正副委員長は当該委員会委員の互選により決定する。

(会 計)

第10条 下水道部会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 下水道部会の会計帳簿は次の通りとする。

- ①金銭出納帳
- ②元帳
- ③銀行勘定帳
- ④その他必要な補助簿

3 下水道部会の金銭出納は、下水道部会長の印章を捺印した振替伝票によらなければならない。

4 下水道部会の取引銀行は四国銀行もしくは高知銀行とする。

5 下水道部会事務局長の専行にてできる支出は次の通りとする。

- ①旅費の概算及び清算
 - ②予算規定科目（予備費を除く）の一件三万円未満の支出
- 6 下水道部会の金銭支出には、特別の場合を除き、外証書類を添付しなければならない。

7 その他会計について必要な事柄は、下水道部会理事会において定める。

(会費)

第11条 下水道部会員は、下水道部会運営費を納入しなければならない。

2 下水道部会運営費の下水道部会員負担額は、別表第1の基準により、毎年度当初に下水道部会理事会で定める。

3 特別の事由により徴収の必要が生じた場合、下水道部会長が下水道部会理事会の決議を経て、徴収することができる。

4 既納の部会運営費は原則としてこれを返還しない。

5 下水道部会員が下水道部会運営費を滞納した場合は、定款第7条及び10条の規定を準用する。

6 下水道部会賛助会員の下水道部会運営費は、下水道部会理事会において定める。

(旅費)

第12条 役員及び事務局職員が下水道部会用務のため出張するときは、別表第2に定める旅費を支給する。

(慶弔)

第13条 下水道部会員及び事務局職員の慶弔は、別表第3に定める基準により金員を贈与する。

附 則

この規程は、一般社団法人高知県建設業協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月29日から施行する。

別表第1

1. 会費基準

- ①高知県入札参加資格土木一式の格付け【前年度】を元に算出。
- ②格付けがAランクで、主たる営業所を高知市に置く会員は、10万円とする。
- ③格付けがAランクで、主たる営業所を高知市外に置く会員とBランクで主たる営業所を高知市に置く会員は6万円とする。
- ④格付けがBランクで主たる営業所を高知市外に置く会員とC、Dランク、無ランク会員は3万円とする。

2. 会費基準を元にした会費額

①A ランク（高知市内主たる営業所）	10万円
②A ランク（高知市外主たる営業所）	6万円
③B ランク（高知市内主たる営業所）	6万円
④B ランク（高知市外主たる営業所）	3万円
⑤C、D、無ランク	3万円

「旅費支給基準表」

1. 交通費

職別 \ 区分	航空機	鉄道	船舶	バス	車賃
役員	エコノミー クラス実費	普通	一等	実費	実費
職員	〃	〃	〃	〃	〃

備考 (1) 鉄道の場合は特急列車を運行する区間は、特急料金及び座席指定料金を支給する。

(2) 県外出張の場合、車賃のほかに1日3,000円を移動費として支給する。

2. 日 当

職別 \ 区分	県内	県外	政令都市
役員	3,000円	3,500円	4,000円
職員	2,500円	3,000円	3,500円

3. 宿泊料

職別 \ 区分	県内	県外	政令都市
役員	10,000円	13,000円	16,000円
職員	9,000円	12,000円	15,000円

備考 行動基準は勤務時間を標準とする。

4. 出席旅費

下水道部会役員、下水道部会委員等が会議等への出席のため県外に出張する場合は、

通常旅費に出席旅費として会議等の当日に限り 1 日 4,000 円を加算して支給する。

「慶弔基準表」

区 分		下水道部会員	職 員
慶 事	建設業に関して功労があり国 又は県から表彰されたとき	祝金 5万円	祝金 3万円
	本人の婚姻	その都度必要に応じて下水道 部会長が決定贈与する。	祝金1万円以上とし、その都度 下水道部会長が決定贈与する。
凶 事	本人の死亡	花環香典5万円以上を下水道 部会長が決定贈与する。	花環及び香典3万円以上を下 水道部会長が決定贈与する。
	家族の死亡	配偶者及び一親等の者につい ては香典1万円以上を下水道 部会長が決定贈与する。	その都度必要に応じて下水道 部会長が決定贈与する。
	本人の病気	その都度必要に応じて下水道 部会長が決定贈与する。	その都度必要に応じて下水道 部会長が決定贈与する。
	水震火災その他非常災害によ り住居又は家財に損害を受け たとき	被害の程度に応じて下水道部 会長が定める見舞金	被害の程度に応じて下水道部 会長が定める見舞金
その他		その都度必要に応じて下水道部会長が決定する。 下水道部会員でない役員、委員の慶弔についても同様とする。	